別記様式第１号（規格Ａ４）

建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格等審査申請書

　　　　　　　年　　月　　日

　群馬県立小児医療センター院長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体の名称

共同企業体代表者

の住所、名称及び

　　代表者氏名　 　　　　 印

共同企業体構成員

の住所、名称及び

代表者氏名 　　　　印

　このたび、業務を共同して実施するため、○○○○○を代表とする共同企業体を結成し、貴県発注の業務の入札等に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

　なお、この参加申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成員別氏名又は名称 | 有資格業種 | 有資格部門 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 希望する業務名 |  | |
| 希望する業種 |  | |
| 希望する部門 |  | |

注）有資格業種及び部門は、審査対象業種及び部門以外の記載は要しない。

注）共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者は、当該法人の本社のものとすること。

（別記様式第2号）（規格Ａ４）

共同企業体協定書【共同履行方式】

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事項を共同連帯して営むことを目的とする。

　一　○○発注に係る○○業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）

　二　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、○○年○○月○○日に成立し、業務の委託契約の履行後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　株式会社○○○○設計事務所

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　株式会社○○○○設計事務所

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、株式会社○○○○設計事務所を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、企業体の解散後、企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条　各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　株式会社○○○○設計事務所　　　○○％

　　　　株式会社○○○○設計事務所　　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、業務委託契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、業務履行の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を履行する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務の途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担するべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産または解散に対する処置）

第１７条　構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第

１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　株式会社○○○○設計事務所外○社は、上記のとおり○○共同企業体協定を締結したので、その 証拠としてこの協定書を○通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社○○○○設計事務所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　○○○○　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社○○○○設計事務所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　○○○○　　　印